

住替対象者について

住替とは、北見市内の公営住宅に入居している世帯全員が、別の公営住宅に移ることです。現在、公営住宅に入居されている方は「住宅に困窮している方」には該当していないため、原則として申し込みはできません。

ただし、下記の住替申込資格を満たす場合のみ、申し込むことができます。

【住替申込資格】－ 下記の（１）～（３）の全ての条件を満たすこと。

- （１） ３～４ページの申込資格を有する。
- （２） 市の条例および規則に違反していない。
- （３） 下記の①～⑥のいずれかの住替理由に該当する。

住 替 理 由	
①	入居者が、加齢や病気、または障がい（身体・精神・療育）等により特定目的住宅（高齢者等向け・車いす住宅・シルバーハウジング）へ入居を希望する場合《注１》
②	エレベーターの設置されていない２階以上の住宅に住んでおり、入居者が、加齢や病気、または障がい（身体・精神・療育）等により階段の昇降が困難で、エレベーターが設置されている住宅、又は現在の部屋より階下の住宅へ入居を希望する場合《注１》 または、特定目的住宅へ入居を希望する場合《注１》
③	身体の機能上の制限を受けており、車いすの使用が常態化している入居者が、現に住んでいる住宅の構造等により著しく生活に支障をきたしている場合《注２》
④	浴室のない住宅に住んでいる入居者が、浴室のある住宅へ入居を希望する場合《注３》
⑤	北見自治区以外（端野・常呂・留辺蘂）の公営住宅に住んでいる入居者が、北見自治区の医療機関で長期療養が必要なために、北見自治区の住宅へ入居を希望する場合《注４》 また、入居後の転勤・進学により勤務先・通学先が北見自治区になったことから、北見自治区の住宅へ入居を希望する場合《注４》
⑥	現在同居している人数と、現在入居している間取りが、次の条件に該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・狭い → ３DK以下の住宅に３人以上で入居している世帯が、３LDKの住宅へ ・広い → ３LDKの住宅に２人以下で入居している世帯が、３DK以下の住宅へ

注１	特定目的の住宅またはエレベーター設置の住宅を希望	１．６０歳以上の高齢者で、「階段昇降が困難」と医師に診断された方
		２．傷病者等で「６ヶ月以上の治療期間を要し、階段昇降が困難」と医師に診断された方
		３．障がい者手帳の交付を受け、それが直接階段昇降困難の理由となっている方
注２	車いす	車いすの使用者で「現に住んでいる住宅では生活に支障がある」と医師に診断された方
注３	浴室なし	室内の石炭庫を浴室として利用している場合も、「浴室なし住宅」と認めます
注４	北見自治区	１．北見自治区の医療機関から「長期間の通院加療が必要」と医師に診断された方
		２．北見自治区に勤務先・通学先があることを、書類（源泉徴収票・在学証明等）で証明できる方

※ 医師の診断書や各種手帳、証明書等は当選後に提出していただきます

暴力団員の入居制限について

北見市は、国からの通達「公営住宅における暴力団排除について」の基本方針を踏まえ、市営住宅及び周辺住民の生活の安全と平穩の確保、公営住宅制度への信頼確保のため、申込者、または同居者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員）である場合については、入居や同居の決定等をしないことと併せて、明渡しを請求します。

- (1) 入居しようとする世帯のうち、入居者または同居者が暴力団員である場合は、入居の決定をしません。
- (2) 入居したあと、新しく同居させようとする方が暴力団員である場合は、同居の許可をしません。
- (3) 入居名義人が死亡、または離婚等により、同居者が新たな名義人になる場合(入居承継名義人になる方、またはその同居者が暴力団員である場合は、承継を許可しません。
- (4) 新たに駐車場の使用申請をする際、入居者または同居者が暴力団員である場合、使用を許可しません。
- (5) 入居者または同居者が、暴力団員であることが判明した場合は、住宅の明渡しを請求します。
- (6) 抽選に当選し、入居予定者となった方が暴力団員であるかどうかを、北見警察署長に照会します。
- (7) 北見警察署長は、市に対し、必要な情報を提供することになっています。

Memo
